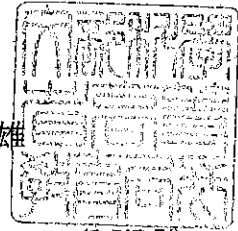


23文科高第594号  
平成23年10月17日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省高等教育局長

磯 田 文 雄



(印影印刷)

私立学校建物其他災害復旧費補助金取扱要領について（通知）

標記のことについて、別添のとおり制定されましたので、通知します。

私立学校建物其他災害復旧費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）、同法施行令（昭和37年10月10日政令第403号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年9月26日政令第255号。以下「適正化令」という。）並びに私立学校建物其他災害復旧費補助金（応急仮設校舎等整備事業）交付要綱（以下「要綱」という。）の定めによるもののほか、この要領に従って行われることとなりますので、遺漏のないよう事務処理願います。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係 畑、加藤、八木下、林

電 話 03-5253-4111（内線2545）

FAX 03-6734-3396